

令和2年6月15日

6月号

# 愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



## 県立産業技術専門学校 オープンキャンパス2020の開催について

愛媛県立産業技術専門学校では、県内ものづくり産業への就職を希望する高校卒業者や再就職を希望する方などを対象に、専門的な知識や技能を身につける職業訓練を実施しており、専門学校及び職業訓練への理解を深めていただくため、次のとおりオープンキャンパスを開催します。

是非御来校ください。



- 開催場所：各県立産業技術専門学校
- 参加無料
- 体験は事前申込みが必要です（見学は随時可能）。
- 男女問わず各種体験可能です。汚れてもよい服装でご参加ください。
- 感染症拡大防止対策を講じたうえで実施しますので、マスクの着用や手洗いの実施、三密にならないようご協力をお願いします。
- 体験内容や申込み方法など、詳しくは各県立産業技術専門学校へお問い合わせください。

校 名 (お問い合わせ先)	開催日時	体験受付	体 験 内 容
新居浜産業技術専門学校 〒792-0060 新居浜市大生院 1233-2 TEL (0897) 43-4123	7/22 (水) 9:00 ~12:00	9:00 ~10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レーザー切断機を使ってみよう!</li> <li>・自動車の仕組みを見てみよう!</li> <li>・ステンレスハンガーづくり・溶接してみよう!</li> </ul>
愛媛中央産業技術専門学校 〒799-1534 今治市桜井団地 4-1-1 TEL (0898) 48-0525	8/4 (火) 9:00 ~12:00	9:00 ~9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タオルプリント体験</li> <li>・休日ゆっくり過ごすパンツ制作体験</li> <li>・Illustrator 制作体験 (うちわづくり)</li> <li>・挑戦! 電気工事士を体験</li> </ul>
宇和島産業技術専門学校 〒798-0027 宇和島市柿原甲 1712 TEL (0895) 22-3410	7/31 (金) 9:00 ~12:00	9:00 ~9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんな屑アートに挑戦!</li> <li>・デニムレジバッグを作ってみよう!</li> </ul>

※愛媛県立産業技術専門学校ホームページ： <https://www.pref.ehime.jp/sangisen/index.html>

## えひめ仕事と家庭の両立応援企業 5月の認証企業のご紹介

### 1社を新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しており、5月は、両立応援企業新規1社、更新2社を認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

#### 【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課  
TEL 089-912-2502

#### <えひめ仕事と家庭の両立応援企業>

##### 【新規】

認証番号	企業名	所在地
654	ウダカエンジニアリング株式会社	四国中央市

##### 【更新】

認証番号	企業名	所在地
210	摂陽明正株式会社	砥部町
169	株式会社伊予ブルドーザー建設	伊予市

#### 【認証メリット】

- 認証マークを活用したイメージアップ
- 求人票や会社説明会でのPR
- 働き方改革に向けた社内の機運醸成

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

#### 【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ） TEL 089-915-3260

令和2年度 県立産業技術専門校 離職者等委託訓練の受講案内について

県では、離職者や未就職者の方の就職を促進するため、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しています。開講予定の訓練は以下のとおりです。

【① 知識習得訓練等】

実施校	訓練コース名	定員	募集期間（予定）	訓練期間（予定）	実施場所
新居浜	OA ビジネスレベルアップコース	(1)15名 (2)12名	(1)募集終了 (2)10月下旬～11月下旬	(1)6/3～9/2 (2)12月中旬～3月中旬	西条市
	OA 事務・経理コース	12名	4/27～6/30	7/14～11/13	西条市
	介護職員初任者研修コース	12名	募集終了	6/26～9/25	西条市
	IT 活用力習得コース（単独実施）	15名	11月下旬～12月下旬	1月中旬～3月中旬	新居浜市
愛媛中央 （今治本校）	OA ビジネス初級コース	各15名	(1)募集終了 (2)9月中旬～10月中旬	(1)6/9～9/8 (2)11月上旬～2月上旬	今治市
	OA ビジネスレベルアップコース	各10名	(1)募集終了 (2)8/14～9/15	(1)5/21～9/18 (2)10/6～2/5	今治市
	OA 事務・経理レベルアップコース	15名	12/16～2/5	2/26～6/25	今治市
	医療事務コース	各10名	(1)募集終了 (2)11/25～12/25	(1)7/3～10/2 (2)1/22～4/21	今治市
	介護職員初任者研修コース	10名	9/18～10/22	11/11～2/10	今治市
	IT 活用力習得コース（単独実施）	15名	未定	未定	今治市
愛媛中央 （松山駐在）	OA ビジネス初級コース	各15名	(1)募集終了 (2)7/3～8/3 (3)7/17～8/17 (4)10/14～11/13	(1)5/26～8/25 (2)8/26～11/25 (3)9/8～12/7 (4)12/2～3/1	松山市
	OA ビジネスレベルアップコース	各15名	(1)募集終了 (2)10/27～11/26	(1)6/2～9/1 (2)12/11～3/10	松山市
	OA ビジネスレベルアップコース （IT 活用力習得対応）	各15名	(1)募集終了 (2)8/31～9/30	(1)5/21～10/20 (2)10/13～3/12	松山市
	介護職員初任者研修コース	各20名	(1)募集終了 (2)9/8～10/7	(1)7/2～10/1 (2)10/22～1/21	松山市
	宅地建物取引士コース	15名	募集終了	6/24～10/23	松山市
	オフィスワーク習得コース	15名	9/10～10/9	10/30～1/29	松山市周辺
	育児等に配慮した保育士再就職支援コース ※1	15名	12/23～1/22	2/5～3/4	松山市周辺
	育児等に配慮した再就職支援コース （OA ビジネス初級）※1	15名	11/19～12/18	1/12～3/11	松山市周辺
	IT 技術者養成コース（短期）	15名	7/3～8/5	8/27～2/26	松山市周辺
宇和島	OA ビジネス初級コース	(1)10名 (2)12名 (3)12名 (4)10名	(1)募集終了 (2)5/29～7/20 (3)7/30～9/23 (4)11/2～12/25	(1)5/19～7/17 (2)8/21～10/20 (3)10/22～12/21 (4)1/26～3/25	(1)八幡浜市 (2)宇和島市 (3)宇和島市 (4)八幡浜市
	OA ビジネス初級コース （IT 活用力習得対応）	12名	5/28～7/22	8/20～12/18	大洲市

	OA ビジネスレベルアップコース	(1)10名 (2)12名 (3)10名 (4)10名 (5)10名 (6)12名	(1)募集終了 (2)募集終了 (3)4/22～6/22 (4)7/29～9/23 (5)10/1～11/24 (6)10/2～11/24	(1)5/22～8/18 (2)5/21～8/18 (3)7/22～10/21 (4)10/23～1/22 (5)12/24～3/23 (6)12/25～3/24	(1)大洲市 (2)宇和島市 (3)八幡浜市 (4)八幡浜市 (5)大洲市 (6)宇和島市
	医療事務コース	各10名	(1)5/13～7/6 (2)8/28～10/19	(1)8/5～11/4 (2)11/20～2/19	宇和島市

※1 育児等により長期間キャリアを中断している方の復職や再就職をサポートする訓練コースで、他の訓練に比べ、1日あたりの訓練時間を短く設定しています。

※2 訓練期間が1か月を超える知識習得訓練において、求職中の母子家庭の母等の優先的な受け入れを行います(1コースにつき1名まで)。ただし、IT活用力習得コース(単独実施)は除きます。

【② 委託デュアル訓練】

実施校	訓練コース名	定員	募集期間(予定)	訓練期間(予定)	実施場所
新居浜	PCスキル実践コース	10名	6月中旬～8月中旬	9月上旬～12月下旬	未定
愛媛中央 (今治本校)	OA総務実践コース	各15名	(1)6/5～7/6 (2)10/7～11/6	(1)7/28～11/27 (2)11/27～3/26	今治市
愛媛中央 (松山駐在)	OA総務実践コース	各15名	(1)6/4～7/3 (2)9/4～10/5	(1)7/17～11/16 (2)11/4～3/3	松山市周辺
	インテリアコーディネーター実践コース	15名	募集終了	6/12～11/11	松山市周辺
	医療事務実践コース	各15名	(1)募集終了 (2)9/2～10/1	(1)6/17～10/16 (2)10/23～2/22	松山市

【③ eラーニングコース】

実施校	訓練コース名	定員	募集期間(予定)	訓練期間(予定)	実施場所
愛媛中央 (松山駐在)	eラーニングコース (事務スキルアップ(簿記・労務))	15名	9/17～10/19	11/10～2/9	—

○受講料

無料(ただし、テキスト代、検定料等は自己負担となります。)

○訓練期間中の支援

訓練期間中は、雇用保険の延長給付や職業訓練受講給付金といった制度があります。

○託児サービスの実施について

次に掲げるコースに限り、希望する方で要件を満たす場合に、託児サービスを利用することができます。ただし、施設の空き状況によって利用できない場合があります。

- ・愛媛中央産業技術専門学校(今治本校)  
コース：全ての知識習得訓練等コース、全ての委託デュアル訓練コース  
定員：1コース当たり1名程度
- ・愛媛中央産業技術専門学校(松山駐在)  
コース：全ての知識習得訓練等コース、全ての委託デュアル訓練コース  
定員：1コース当たり3名程度(ただし、育児等に配慮した再就職支援コースは6名程度)

○応募方法

お近くのハローワークで求職申込を行っていただき、各ハローワークへ願書を提出してください。

**労働保険の年度更新について**

令和2年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

**6月1日（月）～8月31日（月）です。**

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、更新期限が令和2年8月31日まで延長されることとなりました。期限までに申告・納付を済ませましょう！

○また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することが出来ます。

○労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請（「電子政府の総合窓口（e-Gov）」）でも受付が可能ですので、直接窓口に出向くことなく申告が出来ます。

お問い合わせ先

- ・ 愛媛労働局労働保険徴収室（089-935-5202）
- ・ 最寄りの労働基準監督署
- ・ 労働保険年度更新コールセンター（0120-560-710）※通話無料

令和2年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャンペーンのお知らせ

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！  
仕事(アルバイト)のトラブル  
こんな事で困っていませんか？

お店が忙しくて休憩がもらえません  
学校のテストがある日もシフトを入れられてしまいます  
開店の準備や片付けの時間の給料がもらえません  
店長から食事に行こうとしてくつかわれます  
売れ残った商品を買い取られて書われます  
代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえません

おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント  
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketsu/soudan.html>

労働条件相談ほっとライン(電話での相談は…)  
月～金:午後3時～午後10時 土・日・祝日:午前9時～午後9時 ☎0120-811-610

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に贈るための手引き～  
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daiyakumukeshiryou/index.html>

厚生労働省では、多くの新入生がアルバイトを始める令和2年4月から、夏休み前の7月までの間「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが実施されています。

この機会に、アルバイトをされている皆様、また事業主の方についても、労働条件を確認してはいかがでしょうか？

～知っておきたいポイント～

- アルバイトでも残業手当があります！
  - アルバイトでも会社都合の自由な解雇はできません！
  - など
- 困ったときは下記相談機関などへ労働相談をしてみましよう。

- 愛媛労働局 総合労働相談コーナー 089-935-5208  
(愛媛労働局雇用環境・均等室内)
- 愛媛県 各中小企業労働相談所(県内5箇所)  
※連絡先は県HPにて

## 令和2年度 全国安全週間のお知らせ

7月1日～7日（準備期間：6月1日～30日）

「全国安全週間」は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、例年取組を行っています。

7月1日～7日を本週間とし、6月1日～30日までの1か月を準備月間としています。本年度のスローガンは

**【 エイジフレンドリー職場へ！  
みんなで改善 リスクの低減 】**です。

この機会に、それぞれの職場における安全の確保について再確認していただくとともに、労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全活動を着実に実行いただきますようお願いいたします。

## 労働委員会の窓（5月分）

### 1 会議関係

- 5月22日 第1180回労働委員会総会  
「平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件の第9回・第5回調査期日の取消し等について」など9件

### 2 集団的労使紛争関係

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労組法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業、 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	複合サービ ス業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

### 3 個別的労使紛争関係

- あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
2年個別 第1号	医療・福祉	病気休職以前の業 務等での職場復帰	R 2. 3. 27 労働者	1回	打切り
2年個別 第2号	医療・福祉	配置転換に伴う大 幅な収入減の補填	R 2. 4. 28 労働者	—	取下げ

- 労働相談

	相談者数	相談件数
5月	14	24
累計(4月～)	29	48

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

## 雇用のトラブルまず相談

相談・あっせん

無料

解雇、賃金切下げ、パワハラなど職場のトラブルで困っていませんか？

労働委員会は、労働相談&あっせん等を行っている公正・中立の行政機関です。  
労働問題の専門家である経験豊富な労働委員会委員が話し合いによる円満解決をサポートします。

## 愛媛県労働委員会

電話 089-912-2996 (直通)

[月～金(祝日・年末年始を除く。)] 8:30～17:15

**「令和2年6月1日以降の改正法の施行」について**

～ 愛媛労働局 雇用環境・均等室関係 ～

令和2年6月1日以降、下記の法律にかかる改正法が施行されますので、事業主の皆様はご対応をお願いします。

詳細は、該当する厚生労働省ホームページを参照して下さい。

**1. 女性活躍推進法**

※主な改正点：一般事業主行動計画の策定・情報公表などの変更・拡大（令和4年4月1日からは101人以上の事業主に拡大）

- 女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

**2. 労働施策総合推進法**

※主な改正点：パワーハラスメント防止措置の義務化、業主に相談等をした労働者に対する不利益な取扱いの禁止（中小企業への適用は令和4年4月1日）

- 職場におけるハラスメント防止のために（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

- あかるい職場応援団（厚生労働省ホームページ）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

- 解説動画（厚生労働省ホームページ、冒頭：女性活躍推進法について解説）

[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov\\_taisaku](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku)

**3. パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）**

※主な改正点：中小企業への適用拡大（適用は令和3年4月1日）

- 同一労働同一賃金（働き方改革 特設サイト）（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/same.html>

- 対応状況チェックツール（厚生労働省ホームページ）

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

**4. 育児・介護休業法**

※主な改正点：子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得（適用は令和3年1月1日）

- 育児・介護休業法について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

「働き方改革推進支援助成金」について

コースの詳細については厚生労働省ホームページを参照してください。

各コースの申請様式やマニュアルはリンク先でダウンロード可能です。

※テレワークコースのみ、お問い合わせ先がテレワーク相談センター(0120-91-6479)となりますのでご注意ください。

○働き方改革推進支援助成金特集ページ(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2\\_free3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3)

## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内

令和2年2月27日から**6月30日**までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休校した場合に、下記①②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を**取得させた企業を助成**します！

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども



事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

### 助成内容

**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（**8,330円を上限とする**）

### 申請期間

**令和2年9月30日まで**

### 申請書提出先

学校等休業助成金・支援金受付センター

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

### お問い合わせ先

コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日・祝日含む）

愛媛労働局雇用環境・均等室

089-935-5222 8:30~17:15（土日・祝日休み）

詳細は

新型コロナ 休暇支援

検索

国の補正予算成立後変更される部分を赤字で記載しています。

- ・対象となる有給休暇の期限の延長：**令和2年6月30日まで**→**9月30日まで**
- ・支給額の上限額の引き上げ：1日当たり**8,330円**→**15,000円**（4月1日以降の休暇に限る）
- ・申請期間の延長：**令和2年9月30日まで**→**12月28日まで**